

北上市告示甲第90号

北上市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成25年北上市告示甲第35号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月14日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(助成基準額)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>重度</u>難聴用耳かけ型で、FM型受信機、オーディオチュー又はFM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表の3修理基準（以下「修理基準」という。）に規定する価額の範囲内で必要と認められる額を加算するものとする。</p> <p>5 前項の規定は、<u>重度</u>難聴用耳かけ型で、デジタル無線方式（補装具費支給事務取扱指針について（平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第2の1（3）で定める特例補装具費の支給についての取扱いにより市が認めるものに限る。以下同じ。）に係る受信機、オーディオチュー及びワイヤレスマイクを必要とする</p>	<p>(助成基準額)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>軽度・中等度</u>難聴用耳かけ型で、FM型受信機、オーディオチュー又はFM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表の3修理基準（以下「修理基準」という。）に規定する価額の範囲内で必要と認められる額を加算するものとする。</p> <p>5 前項の規定は、<u>軽度・中等度</u>難聴用耳かけ型で、デジタル無線方式（補装具費支給事務取扱指針について（平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第2の1（3）で定める特例補装具費の支給についての取扱いにより市が認めるものに限る。以下同じ。）に係る受信機、オーディオチュー及びワイヤレスマイクを必</p>

場合について準用する。この場合において、同項中「FM型」とあり、及び「FM型用」とあるのは、「デジタル無線方式」と読み替える。

6 [略]

要とする場合について準用する。この場合において、同項中「FM型」とあり、及び「FM型用」とあるのは、「デジタル無線方式」と読み替える。

6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。